

公共施設の使用料の見直しに関する条例改正の概要

平成28年10月6日 公共施設マネジメント課作成

1 対象施設と改正内容（常任委員会の所管ごとにまとめる）

現状及び改正内容	施設の名称	現行使用料を規定する条例等
全部又は一部有料 ⇒使用料見直し	公民館	公民館条例
	ほうらい会館	ほうらい会館条例
	表丹沢野外活動センター	表丹沢野外活動センター条例
	曲松児童センター	曲松児童センター条例
	文化会館	文化会館条例
	宮永岳彦記念美術館(ギャラリー)	宮永岳彦記念美術館条例
	カルチャーパーク陸上競技場・水泳プール・野球場・庭球場・総合体育館	都市公園条例
	おおね公園庭球場・多目的広場・温水プール	
	立野緑地庭球場	
	サンライフ鶴巻	サンライフ鶴巻条例
	中野健康センター	中野健康センター条例
	保健福祉センター	保健福祉センター条例
里山ふれあいセンター	里山ふれあいセンター条例	
無料 ⇒有料化	広畑ふれあいプラザ	広畑ふれあいプラザ条例
	末広ふれあいセンター	末広ふれあいセンター条例
開放なし ⇒有料開放	図書館（視聴覚室）	図書館条例
無料 ⇒継続	はだのこども館	はだのこども館条例
	児童館	児童館条例
	老人いこいの家	老人いこいの家条例
有料 ⇒据置き	鶴巻温泉弘法の里湯	鶴巻温泉弘法の里湯条例
	駐車場	自動車駐車場の設置及び管理条例
	駐輪場	自転車駐車施設の利用条例

2 改正の概要

(1) 使用料の額

- ア 使用料は、原則として各施設のフルコスト（常勤職員の人件費を含めた管理運営費に減価償却額も加算する）の3分の1の額を稼働率50%の状態で購入する額であることを基準とする。ただし、改正に当たっては、各施設の使用料は概ね現行の2.5倍以内の額とし、施設間のバランスを図る。
- イ 現在無料及び新規開放の施設の使用料は、規模に応じ、現在有料の施設の改正後の額と概ね同額に設定する。
- ウ 会議室等、1日あたりの回転率が高い施設については、利用効率の向上及び利用者の負担軽減のため、30分単位の使用料に改正する。
- エ 備品等特別の設備を使用する場合であって、その使用料が設けられていないものについては、新たに使用料を設定する。（例：公民館卓球台）
- オ 低利用時間帯の有効活用のため、営利目的での定期利用について規定し、使用料の加算率（加算額）を設定する。
- カ 子どもの共用利用については、無料とする。（弘法の里湯及び富士見の湯を除く。おおね公園温水プールは期間又は期日を限定する。）
- キ 子どもを含む団体の専用利用については、通常使用料の2分の1の額となる措置をする。（「はだのっ子応援券（仮称）」の配布等）

(2) その他の事項

- ア 公民館の大会議室等は、1/2面単位での使用を可能とする。
- イ 市内中・高校の部活動利用に対する減免措置を拡大する。

3 新使用料の適用対象

平成29年4月1日以降に使用の申請（使用の申請に先立って施設予約システム等による仮申請を受け付ける施設については、窓口、インターネット又は電話による仮申請）を行う者

※ 公共施設使用料の見直しに関する事務スケジュール（案）

	庁内	外部・審議会・議会等	各施設
10月	10/6 使用料見直しWG (アンケート結果、スケジュール確認)		
	10/11 部長会議 (アンケート結果)	10/14 議員連絡会 (アンケート結果)	
	10/XX 使用料見直しPT (条例改正等の協議)	10/18～11/13 市政懇談会 (質問への対応)	
		10/20 自治会連合会役員会 (アンケート結果等) 10/21 教育委員会会議 (条例改正の概要)	協議会等 各施設の運営
11月	11/4 政策会議	11/1 広報掲載 (アンケート結果)	